



中山製鋼所が中山製鋼所<5408>株式の大量保有報告書を提出



中山製鋼所<5408>について、中山製鋼所が7月9日付で財務局に大量保有報告書（5%ルール報告書）を新規提出した。

提出理由は「経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため(3)」によるもの。

報告書によると、中山製鋼所の中山製鋼所株式保有比率は、31.45%と新たに5%を超えたことが判明した。

報告義務発生日は、2013年7月9日。